

2006年9月7日

「独占禁止法における違反抑止制度の在り方等に関する 論点整理」に対する意見

社団法人 関西経済連合会

カルテル・入札談合等を抑止し、公正かつ自由な競争を維持・促進することは、企業の国際競争力強化のための環境整備にとって重要な課題である。当会としても違反根絶と法令順守のための取り組みを一段と強化していくことをここに表明するものである。

一方、内外の経済構造が急激に変化する中で、これに対応するための制度のあり方を適宜適切に検討していくことは必要不可欠である。昨年4月に成立した独占禁止法改正法附則に基づいて内閣府に設置された「独占禁止法基本問題懇談会」が、今後の制度のあり方について精力的な検討を重ね、今般、「論点整理」を公表されたことは、独占禁止法の見直しに向けて国民的な論議を喚起するものであり評価したい。

今後、「論点整理」に対して、国民各界から提出された意見を踏まえ、「独占禁止法における違反抑止制度の在り方」について、懇談会の場でさらに検討を深め、明確な方向性をうちだされることを期待する。その結果、さまざまな制度上の歪みや問題点を抱える現行の独占禁止法を抜本的に見直すことが、公正かつ自由な競争環境を一層充実させ、ひいては国民経済の発展に資するものと考える。

こうした観点に立って、当会としては下記の諸点をコメントする。

記

1. 「適正手続の保障」の重視（2頁の「1 検討の際の視点・留意点」に関して）

公正取引委員会による行政処分（排除措置命令・課徴金納付命令）に関する手続については、公正で透明なルールに則り、先進諸外国において確立されている「適正手続の保障」の原則に従った法執行が厳格に保障される必要がある。

2. 違反抑制制度の在り方

(1) 課徴金と刑事罰の併科は二重処罰であり見直すべき (8 頁の「2 (3)

ア. 課徴金と刑事罰の併科と憲法の禁止する二重処罰について」に関して)

課徴金制度は、制度制定当初の立法趣旨である不当利得相当額の剥奪による社会的公正の確保手段から違反行為者に対する制裁手段へとその本質が大きく変化しており、そうであるならば、課徴金と刑事罰の併科には憲法上の二重処罰禁止の問題が生じている。先の改正法では、課徴金と刑事罰の間には、調整規定が設けられているが、不徹底であり、理論的根拠に欠ける。

したがって、現行のような課徴金と刑事罰の金額面での調整のような中途半端な仕組みを設けるのではなく、例えば、欧州委員会が行政制裁金に一本化していることなどを参考に、法人については刑事罰を廃止し、制裁は課徴金に一本化すべきである。

(2) 課徴金の算定方法等などの明確化 (6 頁の「2 (2) エ. 課徴金の法的性格、算定方法等について」およびにに関して)

課徴金の算定率は、製造業でいえば1977年の導入時で2%、1991年改正で6%、昨年の改正で10%と、導入当初に比べて5倍まで引き上げられている。

また、課徴金の対象となる違反行為の類型も増加している。しかし、様々な行為類型や違反行為の態様に無関係に一律の算定率によることは妥当性を欠き、具体的な課徴金の決定に当たっては様々な要素を総合的に勘案する必要がある。

従って、課徴金額の決定にあたっては、上限額ないし基準額を定めた上で、個々の具体的な状況を反映して金額算定ができるよう、透明性のある一定の加減算基準を設定し、この基準に従って個別決定すべきであり、この基準は法律に明記すべきである。

3. 審判の廃止 (11 頁の「3 審査・審判の在り方」に関して)

排除措置命令および課徴金納付命令に対する審判手続は、事後審理手続きとなった以上、処分を行った当事者である公正取引委員会において再度審判手続を行うことに意味があるとは到底言いがたい。公正取引委員会の行った行政措置に対しては、審判手続を経ずして直ちに地方裁判所で取消訴訟を行うことができるようすべきである。

そもそも、公正取引委員会が審判手続きを行うこと自体、一身に検察官と裁判官が兼任しているようなものである。また、審判手続は審判官が行うが、審決自体は、審判官ではなく、公正取引委員会が行うとされており、こうした制度は、予断排除の原則、直接主義の観点からも問題が大きい。

なお、審判を廃止した際には、独占禁止法に関する取消訴訟の増大およびこれに対応する専門的知識を有した司法機関の拡充の必要性が予想される。こうした事態を想定して、各地の高等裁判所所在地の地方裁判所ごとに専門部として「公正取引部」を設置することも含めて、別途、抜本的な検討を行うべきである。

4. 団体訴訟制度の導入は慎重な検討をすべき（10 頁の「2（5）民事訴訟の活用について」に関して）

団体訴訟制度とは、一定の要件を満たす団体が、広く国民全体のために、事業者に対して訴訟を提起することを認めるものである。しかし、独占禁止法については、同法を運用する行政機関として独立行政委員会である公正取引委員会が設置されており、また、被害者による差止請求を認める制度が、既に導入されている。

したがって、独占禁止法においては、公正取引委員会の役割を重視すべきであり、団体訴訟制度を直ちに導入すべき状況であるとは言い難い。

以上